

# ぼうさい掲示板

## マイ・タイムラインとは？

マイ・タイムラインは、台風や大雨などによる風水害に対し、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した**自分自身の「防災行動計画」**です。時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されます。

## マイ・タイムライン作成のメリット

- ・実際の災害時にも慌てず対応しやすい
- ・忘れ物をせずに避難しやすい
- ・前もって災害時の避難先を把握しておける
- ・自身にとって最適な避難計画を考えられる



## WEBでマイ・タイムラインを作成しよう！！ (スマートフォンをお持ちの方はこちら)

茨城県では、誰でも簡単にマイ・タイムラインを作成できるように、WEB上からマイ・タイムラインを作成し、スマートフォンやパソコンなどの端末に保存できる仕組みを構築し、下記のリンク先で公開しました。入門版・通常版があり、ともに台風の発生から近くの川が氾濫するまでの3～5日間の中で、「いつ」、「何をするのか」を考えながらマイ・タイムラインを作成できます。

<https://my-timeline.pref.ibaraki.jp/>



## 我が家のタイムラインを作成しよう！！ (スマートフォンがない方はこちら)

茨城県では、通常のマイ・タイムラインのポイントを絞って簡略化し、誰でも簡単に作成できるように「我が家のタイムライン」を作成しました。

[https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bousaitaisaku/jishubou/mytimeline\\_waga.html](https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bousaitaisaku/jishubou/mytimeline_waga.html)



※家の中の目立つ場所に貼っておき、災害時に内容を確認しながら避難を行いましょう。

## 利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、補助金・くらしのサポート情報、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右のQRコードまたは下記のURLからインストールできますので、ぜひご活用下さい！  
◆URL: <https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html>



問い合わせ先 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211 (内線317)

## 消費生活相談だより

### 新生活の訪問販売トラブルにご注意

春は進学や就職、転勤などにより、新しい生活を始める方が多く、さまざまな消費者トラブルに巻き込まれやすい時期です。なかでも、訪問販売に関する相談が多数寄せられますので、以下の事例を参考に、十分に注意しましょう。

#### ▼事例1

進学でアパートに引っ越したら、業者が訪問して来て、換気扇フィルターの勧誘をされた。「管理会社の方から来たが、全室に当社指定の物を購入してもらっている」と言われた。2年分で3万円は高額だと思ったが、仕方なく即日現金で支払った。後日、管理会社に確認したところ無関係の業者だとわかった。(18歳男性)

#### ▼事例2

新築の単身者用マンションに引っ越して間もなく、業者が訪問してきて、「管理会社がオプションサービスの説明会を開いていて、先日は水回りの防カビ工事について説明した。説明会に参加されなかった方々を訪問している」と言われ、業者の言葉を信じて、現金6万円を支払った。翌日に水回りの防カビ工事が行われた。後日、管理会社に尋ねたところ、「そのような説明会は開いていないし、業者も紹介はしていない」と言われた。(22歳女性)



#### ▼アドバイス

- ① その場ですぐに契約せず、管理会社などに確認しましょう。
  - ② 契約から8日以内ならクーリング・オフができます。工事をしていても無償で元に戻すように求めることができます。業者に連絡がつかないこともあるのでご注意ください。
- 〈参考〉消費者庁・国民生活センターのホームページ、くらしの豆知識

#### ▼問い合わせ先

- ① まち未来創造課 消費生活相談窓口  
毎週月・水曜日  
午前10時～午後5時  
リモート相談もぜひご利用ください！  
毎週火・木曜日(要予約)  
☎68・2211(内線246)
  - ② 茨城県消費生活センター  
平日と日曜日(日曜日は電話のみ)  
午前9時～午後5時  
☎029・225・6445
  - ③ 国民生活センター(消費者ホットライン)  
土・日曜日、祝日  
午前9時～午後4時  
☎188(いやや！)
- ※他市町村へのご相談は、ご遠慮ください。

## 商工会だより

### 商工会に加入しませんか

商工会は、中小規模事業者の経営支援を目的とした経済団体です。

- ▼ **主な事業** 経営相談、経営・事業計画策定支援、創業支援、事業承継支援、補助金申請支援、講習会、相談会の開催、無料専門家派遣、金融斡旋支援、税務申告支援、労働保険事務支援、一般共済保険斡旋、経営支援共済等斡旋、その他、各種情報提供など、さまざまな事業を実施しております。

▼ **加入の手続き** 商工会所定の加入申込書にご記入の上、お申し込みください。

- ▼ **加入金** 5000円(加入時のみ)
- ▼ **会費**(口座振替にて)  
個人 月1500円  
法人 月2000円  
特別会員 月500円  
(特別会員：商工業者ではないが商工会の趣旨に賛同し、事業などへご協力していただける方)



### 商工会青年部員・女性部員を募集しています

#### 【青年部】

- ▼ **加入資格** 商工会に加入している45歳までの経営者並びに後継者の方
- ▼ **主な活動** 町主催行事への参加、県および県南青年部事業への協力
- ▼ **年会費** 1万2000円

#### 【女性部】

- ▼ **加入資格** 商工会員である事業者又はその配偶者・親族であり、その事業に従事している女性の方
- ▼ **主な活動** 地域振興など(町主催行事への参加など、地域商工業の発展とまちづくりの原動力として積極的に活動しています)
- ▼ **年会費** 3000円

- ▼ **問い合わせ先** 利根町商工会  
☎68・7417  
利根町布川2947

利根町商工会HPもぜひご覧ください

